主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣旨(後記)は、量刑不当の主張であるから、刑訴応急措置法一三 条二項により上告適法の理由にならない。

よつて、旧刑訴四四六条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 渡部善信関与

昭和二六年三月六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長谷	Ш	太	_	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	島				保
裁判官	河	村	又		介